

令和3年度 喬木村「地域おこし協力隊」募集要項（令和3（2021）年4月採用又は随時採用）

1 募集人数 3名

2 業務の種類

A～Fの中から1つまたは複数を主たる活動としていただく傍ら、Gの活動も実施してください。

主たる活動の分野に対応する役場担当課の所属となります。

活動の進捗状況や課題について、月1回、役場企画財政課職員との面接があります。

A～Fの中から1つまたは複数の活動を選んでください

A：地域の活性化

・村の山間部に位置する大島地区（人口63人、高齢化率76%）の活性化

B：村の伝統工芸・阿島傘の活用に関わる支援

・阿島傘の傘骨の製作

C：観光及び交流人口拡大に関わる支援

・都市との交流人口増や体験メニュー拡大の提案・実施
・観光農園拡大のための提案・調整

D：移住者を増加させるための取組・対応

・空き家や空き地の有効活用
・村の知名度アップのためのプロモーション

E：農業等の地域産業の振興に関わる支援

・地元農産物、特産品を使った昼食メニューやスイーツの提案等
・農産物加工品の販売・開発
・喬木村農村交流研修センターを活用したイベントの企画・立案

F：その他、村の活性化に資する活動

G：地域活動・行事への参画・支援を通じた地域おこし及び活性化に関わる提言と実践

・祭りや環境作業などの地区行事に参加し、地域住民との交流を図る
・活性化団体の活動に対する提案・支援

3 募集条件

- (1) 年齢 令和3(2021)年4月1日現在で20歳以上又は採用時点で20歳以上
- (2) 性別 不問
- (3) 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県のうち、条件不利地域を除く）又は政令指定都市から、喬木村に生活拠点を移し、住民票を喬木村に異動することができる方
又は、2年以上の地域おこし協力隊の実務経験を有し解雇から1年以内の方で、喬木村に生活拠点を移し、住民票を喬木村に異動することができる方
- (4) 資格 普通自動車免許
- (5) 喬木村内に居住し自身も地域住民として地域おこしに積極的に取り組める方。（家族同居可）

(6) 上記(1)～(5)に関わらず、次のいずれかに該当する場合は募集対象者としません。

- ・成年被後見人、被補佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した者

4 任期

原則2年間で任期満了後、協議により1年間の延長の場合あり（最長3年間） ※採用時期応相談

5 報酬

- ・基本給（月額） 175,000円
- ・賞与 期末手当（6月・12月）
- ・社会保険等 厚生年金保険・健康保険・雇用保険
- ・その他の条件は、喬木村会計年度任用職員に準じます。

6 活動経費

活動に係る経費は、協議の上、必要に応じて予算の範囲内で村が負担します。

7 住居

喬木村内にある空き家もしくは村営住宅、民間賃貸住宅とし、借上げ料は村が負担（上限あり）します。

8 勤務日、勤務時間、休日等

- ・勤務日 月曜日から金曜日までの週5日。ただし、活動内容により休日勤務の場合は、代替休暇対応とします。
- ・勤務時間 原則8時30分～17時15分（1日7時間45分） *フレックス出勤可
- ・休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・休暇 喬木村会計年度任用職員に準じます。

9 応募手続

- ①受付期限 随時受け付けています。
- ②提出書類
 - ・喬木村「地域おこし協力隊」応募用紙（別紙様式）
 - ・履歴書（市販のもの・写真貼付）
 - ・現居住地の住民票
 - ・作文 A4横書き 書式は任意
(1,600字以内で、志望動機とどのような活動をしたいか書いてください。)
- ③提出先 〒395-1107 長野県下伊那郡喬木村 6664 喬木村役場 企画財政課 宛

10 選考

一次選考：書類審査

二次選考（一次選考合格者のみ）：現地案内、面接 ※提出書類：健康診断書

11 お問い合わせ先

喬木村役場 企画財政課（担当）塩澤 哲也
〒395-1107 長野県下伊那郡喬木村 6664
電話 0265-33-5129 FAX 0265-33-4511
E-mail kikakuzaisei@vill.takagi.nagano.jp